

令和5年7月25日

各務原市内認知症対応型共同生活介護事業所 各位

お世話になります。

各務原市介護保険課の鈴木と申します。岐阜県より次のとおり情報提供がありましたので、ご確認の程よろしくお願いいたします。

標記については、令和2年2月28日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」の問10（別紙参照）をもとに、令和4年2月15日付け高第1219号により、「新型コロナウイルス感染症の影響による地域密着型サービス外部評価の取扱いについて」を通知したところですが、令和5年5月1日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」において、外部評価の臨時的な取扱いは令和5年5月7日をもって終了することとされました。岐阜県においても当該事務連絡をホームページに掲載しておりますが、改めて周知いたします。

○外部評価について

臨時的な取扱いが終了したため令和5年度分以降の外部評価は通常どおり実施するものとします。

なお、延期された令和4年度分の外部評価を令和5年度に実施することは可能です。

また、令和5年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症の影響により外部評価を実施できなかった年度については臨時的取扱いに基づき、引き続き外部評価の継続した実施期間に含めないものとして取扱うことが可能です。

★

-----  
各務原市役所 健康福祉部  
介護保険課 施設指導係  
TEL：058-383-2067（直通）  
FAX：058-383-6365  
mail：[kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp](mailto:kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp)

-----★